

Q 2割負担となる者に対する居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給することとなるのか。

A いずれも領収書記載日時点における負担割合を適用することとなる。